

1. 給水設備について

- (1) 共同利用となりますのでご了承ください。

2. 火気器具の設置等について

- (1) ガス設備、木炭コンロ、ホットプレート等の火気器具は持ち込みとなります。出店者でご準備ください。
- (2) 計画書（様式1号）で申請された電気使用量に基づき電気設備工事を行いますので、申請された電気使用量の範囲で器具の使用をお願いいたします。 ※発電機の使用はご遠慮ください。
- (3) また、電気使用量が大きい器具を多く使用されると、電力喪失のトラブルになる要因となりますので、電力使用量の小さい器具や、使用する器具を減らすなど、ご協力をお願いいたします。
- (4) タコ足配線はブレーカーが落ちる原因となりますので、使用しないでください。

3. 火気器具を使用する際の防火設備の設置について

- (1) 防火設備は持ち込みとなりますので出店者でご準備下さい。
- (2) 対象火気器具等※を使用する場合には、消火器の設置が必要となります。

【※対象火気器具等】

液体燃料を使うもの・・・発電機、石油ストーブ 等
 固体燃料を使うもの・・・七輪、木炭コンロ 等
 気体燃料を使うもの・・・ガスコンロ、カセットコンロ 等
 電気を熱源とするもの・・・ホットプレート、電気フライヤー、電気コンロ 等
 その他火災の発生するおそれのある器具

- (3) 消火器は以下のものをご準備ください。
- ・消火器の大きさは6型以上。（※住宅用及びスプレー式簡易消火器は除く）
 - ・1区画あたりの消火器の本数は、以下の計算式の通り準備してください。（0.5区画も同様）

$$\text{消火器本数} = 1 \text{区画あたりの対象火気器具等数} \div 3 \text{（小数点以下切り上げ）}$$

【例】

- 1区画あたりの対象火気器具等数（1～3個） → 消火器（1本）
- 1区画あたりの対象火気器具等数（4～6個） → 消火器（2本）
- 1区画あたりの対象火気器具等数（7～9個） → 消火器（3本）
- 1区画あたりの対象火気器具等数（10～12個） → 消火器（4本）

- (4) 火気器具と可燃物の距離は、周囲15cm以上、上方1m以上を確保してください。
 （火気の周囲に段ボール等を置かない。）
- (5) ポンベは火気から2m以上離し、ガスボンベが転倒しないように、テント柱、机の脚等に鎖等で固定してください。
- (6) ガスホースは適正な長さにし、劣化のない専用のものを使用してください。
- (7) ガスホースの接続部をホースバンドで締め付けてください。
- (8) ガスボンベは直射日光を避け、通気性の良いところに設置してください。
- (9) 机（台）の上に火気器具を置く場合、器具が過熱して机等が燃える可能性もありますので、器具の下に不燃ボードやコンクリートブロックの不燃材料を設置してください。
- (10) 別添の松江市消防チラシ「露店等を開設する場合は消防機関へ届出等が必要です」をご確認ください。

4. 消防機関への届出等について

- (1) 消防機関への届出については、松江市農林水産祭実行委員会事務局でまとめて提出します。
- (2) 消防機関への届出の添付資料として、【様式4号】「開設露店配置図」が必要になるので、期日までに松江市農林水産祭実行委員会事務局へ提出をお願いします。
- (3) 当日は朝8：30頃から松江消防署の確認があります。

5. 搬入、搬出について

- (1) 搬入、搬出は出店者様をお願いします。

6. 自動車の利用について

- (1) 当日は駐車場の台数に限りがありますので、従事者の方は乗り合わせでお越してください。
- (2) 駐車場利用者には、「通行許可書」を発行いたしますので、必ず駐車する際は、外から見える所に「通行許可書」を置いてください。

7. 食品衛生管理、食品表示基準について

- (1) 飲食品等の出店については、食品衛生管理の徹底を図り、食中毒の発生がないように十分に注意してください。万が一、食中毒が発生しても主催者においては一切責任を負いませんのでご了承ください。
- (2) あらかじめ別の場所で調理加工して容器包装した食品を販売する場合には、食品表示法および食品表示基準に従った食品表示が必要です。
- (3) 熱湯、油などを扱う出店者は、片付けの際に周囲への配慮の徹底をお願いします。
- (4) 別添の松江保健所チラシ「食中毒に注意しましょう!」「臨時営業を行うにあたって!」「地域のお祭り、イベントに出店される皆さんへ」をご確認ください。

8. 保健所への届出等について

- (1) 保健所への届出については、松江市農林水産祭実行委員会事務局でまとめて提出します。
- (2) 保健所への届出の添付資料として、【様式3号】「松江市農林水産祭臨時営業届出名簿」が必要になるので、期日までに松江市農林水産祭実行委員会事務局へ提出をお願いします。

9. ゴミ処理について

- (1) テント内で出たゴミは、持ち帰りとします。

10. 汚水処理について

- (1) 発生した汚水については、各出店者で処理をお願いします。